

宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠] 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市パイロットプロジェクト支援補助金のうち、宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]（以下「補助金」という。）の交付について規定する。

(定義)

第2条 この要綱において、「成長産業」とは、「医療・健康関連」、「環境・エネルギー関連」をはじめ、今後、様々な分野への展開が期待される宇宙産業・DX・バイオ等の次世代技術に関連する産業をいう。

2 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、法人格を有する者をいう。ただし、次に掲げるみなし大企業については除くものとする。

- (1) 発行済株式の総額又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- (2) 発行済株式の総額又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

(目的)

第3条 新たな製品化に向けて、先端技術等を活用した試作品の製作に取り組む中小企業者を支援することにより、中小企業者のチャレンジ意欲の向上と市内での事業化を促進し、新たなビジネスの創出及び産業の育成を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 成長産業分野において、製品化に向けた試作品製作等に取り組む市内中小企業者
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助限度額等)

第5条 補助事業の補助限度額は1,000千円とする。

- 2 補助率は2/3以内とする。
- 3 補助金の補助対象経費は別表のとおりとする。

(事業期間)

第6条 事業期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認められる場合には、継続申請を行うことができる。

- 2 前項の規定により、複数年の計画で申請する場合においても、年度ごとに補助金の申請、審査、交付を行うものとする。

(交付の申請)

第 7 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が定める期日までに、宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]交付申請書(様式第 1 号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の市長が定める期日は、別に通知する。

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、第 1 項の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、前条第 3 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(決定の通知)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]変更承認申請書(様式第 2 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、変更内容が適当であると認めたと

きは、補助金の変更交付を決定し、補助事業者へ通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第 12 条 前条第 1 項ただし書の市長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]交付申請書（様式第 1 号）中の補助事業に要する経費の配分のうち、各費目相互間で配分変更する場合であって、そのいずれか低い額の 30 パーセント以内の変更の場合
- (2) 補助の目的、能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合

（補助事業の中止又は廃止）

第 13 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]補助事業（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業等の遂行の状況を、宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]補助事業遅延報告書（様式第 4 号）により市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、次の各号に掲げる事項を記載した宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]実績報告書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果
- (2) 補助事業に係る収支の状況
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の実績報告書は、補助事業の完了の日又は前条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第 1 項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 15 条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査及び次条に定める検査の結果の上、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知する。

（報告及び検査）

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが

できる。

（是正のための措置）

第 17 条 市長は、第 14 条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第 14 条の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

（補助金の支払等）

第 18 条 補助事業者は、第 15 条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第 19 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 実質的に同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金等を重複して受けたとき。
- (4) 虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (5) この要綱又はこの要綱の規定に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 9 条の規定は、第 1 項の場合について準用する。

（補助金の返還）

第 20 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第 21 条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する法人の会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間これを保存しておかなければならない。

（財産の管理）

第 22 条 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 7 号）を備え、管理しなければならない。

(財産の処分の承認)

第 23 条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]に係る財産処分承認申請書(様式第 8 号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 取得価格又は効用の増加した額が一台につき 10 万円以上の機械及び器具(補助金等の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、次に掲げる場合には、第 1 項の承認を受けることを要しない。

- (1) 補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合
- (2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省 令第 15 号)で定める耐用年数をいう。)の期間(市長が別に期間を定めたときは、その期間)を経過した場合

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 24 条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第 9 号)により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の事業化)

第 25 条 補助事業者は、補助事業の市内での事業化に努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度が終了した後 20 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の活動状況について、宇部市パイロットプロジェクト支援補助金[試作品製作枠]に係る活動状況報告書(様式第 10 号)により、市長に報告しなければならない。

(知的財産権に関する届出)

第 26 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等(以下「知的財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の翌年度に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第 2 項の規定による活動状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後３年以内に補助金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる。

別表（第5条関係）

費目	費目内訳	費目の内容
人件費	人件費	原則として対象外とする ※補助事業に従事する者の人件費、手当等
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員に係る賃金等
機器設備費	機械器具設置費	1 機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 2 機械装置又は工具・器具を製作する場合の設計、原材料、部品等の購入に要する経費
事業費	共同研究費	研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払われる経費
	委託料	事業の一部を外部に委託する経費
	謝金	外部専門家等からの指導助言等に対する謝金
	役務費	事業を実施するために必要な通信費、運搬経費
	原材料費	主要原材料、副資材の購入に要する経費や、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費
	使用料及び賃借料	事業を実施するために必要な機器・装置等の使用料や賃借料
	外注費	事業に必要となる加工等を外注する経費
	消耗品費	事業を実施するために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る手数料並びに弁理士に要する経費
その他		上記に係る経費以外で特に必要と認められる経費